

1.2 福島県・福島県民への支援

(1) 安定ヨウ素剤の提供

県では、平常時から防災対策重点区域（EPZ）内の40歳未満住民分の安定ヨウ素剤を関係9市町村に1回分、水戸保健所に1回分備蓄していたが、原子力安全・保安院からの依頼を受け、水戸保健所に備蓄していた安定ヨウ素剤を福島県に提供した。

平成23年3月12日

- ・福島県からの要請を受けた原子力安全・保安院から茨城県に対し、備蓄している安定ヨウ素剤を提供するよう依頼（17:00）
- ・内閣官房、首相官邸からも県に対し、安定ヨウ素剤の提供依頼
- ・県は、水戸保健所で備蓄している安定ヨウ素剤及び資機材一式の提供を決定
- ・搬送方法は、内閣官房、首相官邸、防衛省と調整した結果、県内の陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地から福島県へ発送することに決定
- ・

3月13日

- ・安定ヨウ素剤等を陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地に搬入（0:20）
（2:00 福島空港へ到着 自衛隊郡山第12後方支援隊が受領）

提供物資：安定ヨウ素剤及び資機材一式

	数 量	備 考
安定ヨウ素剤(丸剤)	276,000 丸	大人服用換算 138,000 人分
安定ヨウ素剤(粉末)	1,500g	7歳未満服用内服液約30,000人分調製可能量
配布用資機材	一式	内服液調製・配布用資機材

(2) 希望者への表面汚染検査の実施

原発事故発生を受け、放射能汚染の不安、ライフラインの壊滅、物資の不足等の理由で、福島県内（特にいわき市）から本県に避難者が流入した。

一部の避難者が自主的に表面汚染検査を実施したところ、放射性セシウムと放射性ヨウ素が検出されたことから、県内3保健所及び国道6号・349号の県境において希望者に対し表面汚染検査を実施する体制を整えた。

平成23年3月13日

- ・避難者（車2台、5人）が東海村の日本原子力研究開発機構に来所し、表面汚染検査の要望があり計測したところ、人は基準値以下であり問題なかったが、車両1台で測定器の針が振り切れた。
 - 避難者の表面汚染検査を実施することを決定

3月14日

- ・保健予防課で申込受付開始
- ・県内3保健所（水戸・日立・土浦）でGMサーベイメーターによる表面汚染検査を開始（スクリーニング基準：40Bq/cm²）
 - 対象者：避難指定区域からの避難者
 - 場 所：保健所の車庫内等
 - 時 間：8:30～17:15
 - 内 容：表面汚染検査・除染，行動調査

3月15日

- ・水戸保健所の被検者4人が基準値を超え、二次被ばく医療機関における要二次検査対象となる。
- ・水戸医療センターにてホールボディカウンタによる全身被ばく検査及び甲状腺モニタリングによる甲状腺被ばく検査を実施
 - 4人とも放射性セシウム，放射性ヨウ素のいずれも検出
- ・検査結果について第三次被ばく医療機関（放射線医学総合研究所）に相談した結果、特に問題のないレベルとの助言であった。
- ・同日夜、国道6号及び国道349号の県境にて表面汚染検査ポイントを設置し検査開始（16日午前9時終了）
 - 国道6号（野口雨情記念館），国道349号（里美ふれあい館）

3月17日

- ・検査体制の変更（申込受付を保健予防課から各保健所に変更）
 - 受付時間（平日）9:00～20:00（21日から18:00に変更）
 - （土日祝）9:00～18:00

3月21日

- ・厚生労働省健康局総務課地域保健室事務連絡によりスクリーニングレベルの変更（40Bq/cm²（約10,000cpm）→100,000cpm）

3月25日

- ・初期被ばく医療機関に安定ヨウ素剤の配布及び避難者の検査フロー図作成配布

3月29日 検査受付終了時間の変更 18:00→17:00

9月8日 保健所検査体制の終了（6月29日以降検査実績なし）

避難者の放射線被ばく表面汚染検査数 合計 4,283 人

保健所

日 付	検査者	基準値オーバー
3月14日～3月31日	2,259	4
4月1日～5月30日	18 1	0
6月1日～6月30日	10	0
7月1日～9月8日	0	0
合 計	2,450	4

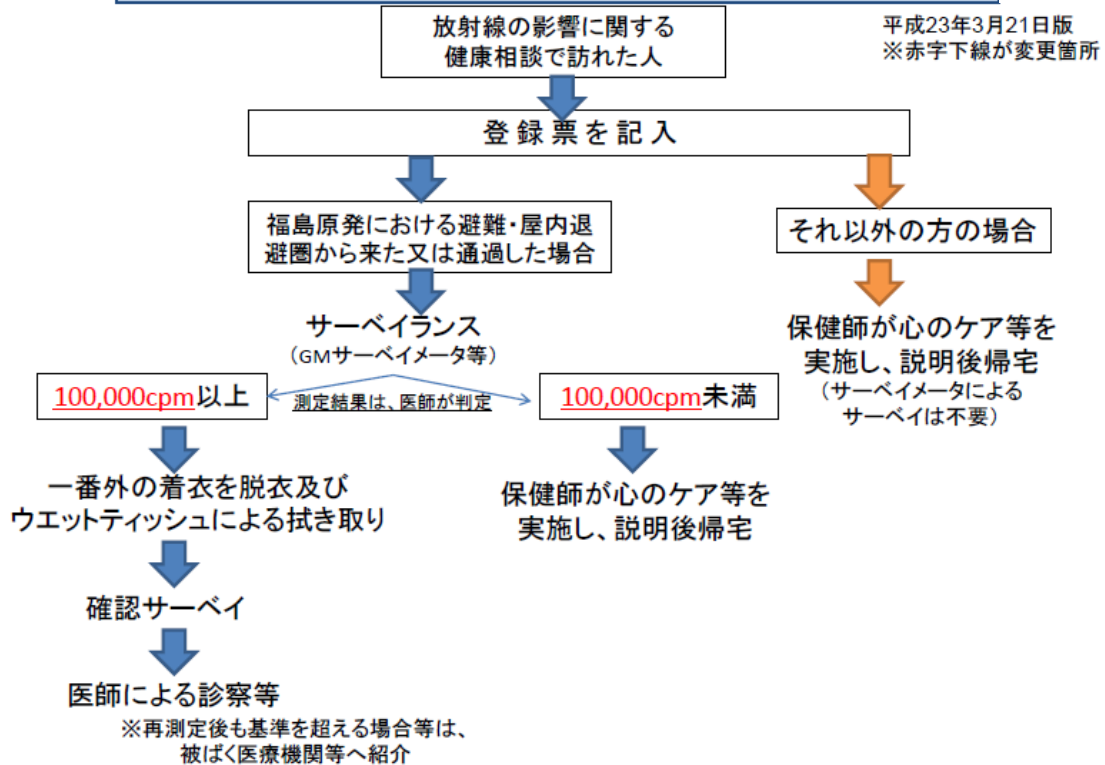
避難所

日 付	検査者	基準値オーバー
3月17日	378	0

県境サーベイ

日 付	検査者	基準値オーバー
3月15日～3月16日	1,455	0

放射線の影響に関する健康相談の流れ



(3) 職員派遣による福島県民の表面汚染検査

派遣期間：平成23年6月13日～7月24日（35日間，延べ72名）

派遣場所：福島市，郡山市，川俣町，避難者一時帰宅中継地点

関係機関：

県：中央病院，医療大学，水戸保健所，日立保健所，土浦保健所，常総保健所，対策本部機動班，保健予防課

外部機関：(独)日本原子力研究開発機構，(公社)茨城県診療放射線技師会，(公財)茨城県総合健診協会

民間：寺島薬局(株)，PHP 茨城(株)の2社が除染用ウェットティッシュ等を無償提供

(4) 県立病院の災害支援活動

ア 中央病院

(ア) 緊急被ばく医療活動のための医療チームの編成

原発事故の発生により，保健福祉部からの2次被ばく（体外被ばく）患者の受入れ準備要請があり，緊急被ばく医療チーム※を編成し，検査・除染体制を整備した。

※緊急被ばく医療チーム 医師3名，看護師3名，放射線技師3名，事務職員2名

(イ) 福島県からの入院患者の受入れ

福島県からの患者受入れ要請を受け、病院間搬送のため中央病院のDMAT（災害医療支援チーム）等が出動し患者を受入れた。3月20日福島労災病院より5名、3月21日高野病院より4名を受入れた。

受入れた患者は、4月30日までに全員が転退院した。



県立中央病院：福島労災病院から患者搬送

イ こころの医療センター

(ア) 福島県からの入院患者の受入れ

精神疾患患者の受入れ要請を受け、本県の受入れ拠点としての活動を実施した。

3月15日 双葉病院からいわき開成病院へ避難していた患者40名を受入れた。病院長ほか看護師等のスタッフが、管財課バスでいわき開成病院へ出向き患者搬送を実施した。患者は、こころの医療センターに1泊入院後、30名が継続入院、10名が筑波大学附属病院へ転院した。

3月18日 舞子浜病院から21名の患者を受入れ、うち5名がこころの医療センターへ入院、16名は県内精神科病院へ搬送した。

3月24日 舞子浜病院から患者5名を受入れ、直接猿島厚生病院へ搬送した。医師、看護師、精神保健福祉士等が現地に出向き、受入れ患者の症状を聞き取りし受入れ病院を調整した。

3月30日 舞子浜病院から下館病院へ転院した患者の再転院により1名を受入れた。

(イ) 心のケアチームの派遣

長期の避難所生活は被災者に強い心理的ストレスがかかることから、医師、看護師等による心のケアチームを編成し、避難所への訪問調査を実施した。

・いわき市への派遣

3月25日 午後：四倉地区の避難所

3月30日 午前：勿来地区の避難所

・相馬市への派遣（筑波大学と連携）

4月18日～22日 医師、看護師2名、臨床心理士、精神保健福祉士（筑波大学の医師も同行）

4月23日～27日 医師、看護師3名、精神保健福祉士（筑波大学の医師、薬剤師、臨床心理士も同行）



こころの医療センター：福島県避難所での心のケア活動

ウ こども病院

3月18日に磐城共立病院から要請があり1名を受入れた。（4月2日退院）

(5) 避難者の受入れ

ア 避難所の設置

福島第一原子力発電所の事故により福島県から本県に避難する方のため、県は7箇所の避難所を設置し、避難者の受入れを行った。

また、市町村が設置した避難所においても、福島県からの避難者を受入れた。

県が設置した避難所への福島県避難者のピークは、3月21日で1,116人であった。(市町村が設置した避難所への避難者を合わせたピークも3月21日で1,865人)

避難所 (県設置)	県が設置した避難所への福島県避難者数										閉鎖日
	3/15	3/16	3/17	3/18	3/19	3/20	3/21	3/22	3/23	3/24	
霞ヶ浦総合公園体育館	9	31	46	309	432	456	442	430	409	373	4/10
洞峰公園体育館	48	279	298	322	320	330	331	321	299	282	4/17
つくば国際会議場	-	55	198	210	222	222	220	207	191	183	3/31
とねミドリ館	-	26	26	48	46	46	46	46	59	62	4/6
健康プラザ	-	-	6	18	7	7	7	7	7	5	3/27
教育研修センター	-	-	12	31	39	40	40	39	39	39	5/11
さしま少年自然の家	-	-	-	-	-	-	30	45	48	50	4/4
計	57	391	586	938	1,066	1,101	1,116	1,095	1,052	994	

※ 二重線で囲まれた欄が、各避難所における避難者数のピーク

※ 一部の避難所については、運営を市町村に移管



避難所の状況 (左：つくば国際会議場 右：霞ヶ浦総合公園体育館)

イ 二次避難所の提供

体育館等の避難所における避難生活の長期化に伴い、避難者の生活環境の改善を図るため、県がホテル・旅館を二次避難所として避難者に提供した。

月	4月	5月	6月	7月	8月
ホテル・旅館数	19	24	23	15	12
延べ人数	3,640	4,998	4,737	3,787	3,303

月	9月	10月	11月	12月
ホテル・旅館数	12	11	5	3
延べ人数	2,611	1,949	903	156

※ 提供期間は、平成23年4月1日～12月21日

※ 1日当たりの人数のピークは、6月4日の177人（22施設）

ウ 応急仮設住宅の供与

民間賃貸住宅や公営住宅をはじめとする既設の住宅を活用し、避難者に対する応急仮設住宅の供与を行った。

なお、住宅の供与を受けた方には、日赤福島県支部から生活家電セットが提供された。

① 民間賃貸住宅の借上げ

県からの要請に基づき、市町村が主体となって民間賃貸住宅を借り上げ、避難者に供与した。

準備の整った市町村から随時開始し、平成24年1月4日には全44市町村での実施に至った。

② 公営住宅

県において、県営住宅を避難者に供与した。併せて、市町村においても、県営住宅の取扱いに準じて市町村営住宅の供与を行った。

③ 国家公務員宿舎

つくば市内の国家公務員宿舎について、県が関東財務局水戸財務事務所筑波出張所から使用許可を受け、宿舎を避難者に供与した。

その際、厚生労働省通知（平成23年5月30日付け社援総発0530第1号）に基づき、エアコン・ガステーブル・照明器具の設置を行った。

④ 雇用促進住宅

独立行政法人雇用・能力開発機構（平成 23 年 10 月 1 日以降は、高齢・障害・求職者雇用支援機構）においても、避難者に対する雇用促進住宅の提供を行った。

なお、平成 24 年 4 月 1 日以降は、福島県が一括で雇用促進住宅を借り上げ、応急仮設住宅として避難者に供与した。

住宅の種類	避難者への供与戸数					
	23.9.20	24.1.4	24.4.19	24.8.13	24.12.1	25.3.1
民間賃貸住宅の借上げ	140	609	904	970	980	972
県営住宅	53	51	52	44	40	38
市町村営住宅	19	20	11	9	9	8
国家公務員宿舎	47	92	113	120	120	117
雇用促進住宅	22	63	60	56	61	59
計	281	835	1,140	1,199	1,210	1,194

※ 国家公務員宿舎以外の供与戸数については、各市町村からの報告の集計による。

エ 福島県との連携

平成 23 年 3 月 19 日に福島県職員 1 名が本県災害対策本部に派遣された。以降、1～3 名の福島県職員が茨城県庁に駐在し、避難者からの相談や問い合わせに応じたほか、避難者支援団体との連携、福島県との連絡調整等を行った。

オ 被災者支援事務嘱託員の配置

平成 23 年 7 月 12 日から災害対策本部事務局に被災者支援事務嘱託員を 1 名配置し、応急仮設住宅等に関する避難者からの相談や問い合わせに応じたほか、日赤福島県支部から提供される生活家電セットの申込の取りまとめ等を行った。

ー福島県への安定ヨウ素剤の提供

平成 23 年 3 月 11 日午後に発生した東日本大震災の揺れは、今でも鮮明に覚えている。かつて経験したことのない激しく長い揺れで、立っていることができなかった。

その時、思い浮かんだのは、「これからいったいどうなってしまうのだろう。この揺れでは、建物の多くが倒壊したに違いない。多くの死者やけが人が出たのではないか。」ということであった。直後に発生する巨大津波のことは想像もできなかった。

その後、時間が経過するにつれて、被害状況が判りはじめ、マスコミ報道等が伝える沿岸部の津波被害の大きさに衝撃を受けた。原子力発電所施設の損壊等の報道は耳にしなかったこともあり、この地震では原子力災害は発生しないものと安易に考えてしまった。このため、担当業務の中では、「医療用医薬品等の供給体制は確保できるか。毒物劇物による二次災害が発生した時の対応は大丈夫か。」が特に気にかかっていた。

震災の翌日、福島第一原子力発電所において建屋が爆発し、同夕刻に国の原子力保安院から県災害対策本部あて、茨城県で備蓄している安定ヨウ素剤を福島県に提供して欲しいとの連絡が入ってきた。原子力保安院に詳細を確認しようと何度か電話したが連絡はつかなかった。

その後、本県へ改めて首相官邸から要請があったことから、「いったい何が起こっているのか。福島県では原発が 2 か所あることから、安定ヨウ素剤は相当量備蓄しているはずだ。これが足りないような深刻な事態なのか。茨城県に高濃度の放射性物質が飛来するのではないか。薬務課ではこれから何をしなければならないのか。」・・・最悪の事態が頭をよぎった。

「福島県へ安定ヨウ素剤を提供することは必然だろう。茨城県民分はどうすればよいか。短時間で色々整理して、災害対策本部や知事に報告しなければならない。確か、県が備蓄している安定ヨウ素剤(丸剤)は、使用期限(3年)の関係から、今年度、全部更新で、既に発注したはず。発注先にそれが入っていれば、新旧分(総数：約 110 万丸、服用対象者となる 40 歳未満の大人一回服用換算で約 55 万人分)を併せて使用することができる。」と都合よく考えた。

発注先に確認したところ、幸いにも既に入荷済であった。「福島県への提供は、茨城県が直接備蓄していて、直ちに持ち出すことのできる約 27 万丸とすることで調整しよう。東海村の原発の E P Z (10 k m 圏内)と大洗町の常陽の E P Z (8 k m 圏内)の対象市町村に備蓄を委託している約 27 万丸を除いても、約 55 万丸は残る。万が一、本県に高濃度の放射性物質が飛来した場合でも対応できる数量だろう。すぐに福島第一原発からの距離別(70km、80km、100km)の人口等も詳しく調べなければならない。」と考えがまとまった。

災害対策本部へは、この考えを基に福島県へ安定ヨウ素剤 27 万丸を提供することについて報告し知事の了解を得た。

本県の調整結果を首相官邸等に連絡したが、福島県への安定ヨウ素剤の搬送方法とその

受け渡し場所については、なかなか決まらなかった。

最終的には、本県が車で自衛隊霞ヶ浦駐屯地まで運び、自衛隊が受け取った物を大型ヘリコプターで福島県へ運ぶことになった。

受け渡し時間は地震発生の翌々日3月13日午前零時であった。

本県が提供した安定ヨウ素剤は、結局は使用されなかったと思われるが、その時の安定ヨウ素剤の服用については、各方面から様々な意見が出されている。

その後、薬務課では、7歳未満児の保護者に前もって安定ヨウ素剤(シロップ剤に調製したものを)を配布しなければならない事態も想定し、「蓋付き容器の手配が可能か。」「大量のシロップ剤は何処で調製すればよいか。また、その搬送はどうすればよいか。」「配布方法はどの様にしたらよいか。」等を検討し、万が一に備えた。

幸い、そのような事態には発展しなかったが、その時の検討結果は、今も対策として生かされている。

昨年、国から原発事故時の新たな防災指針が示され、安定ヨウ素剤の備蓄対象エリアは原発から30kmに拡大、さらに、5km圏内は服用対象者への個別配布が規定された。しかしながら、配布方法や小児への対応等、まだまだ検討すべき事項は多い。



水戸保健所に備蓄してある安定ヨウ素剤

体験談 31

北茨城市消防本部消防長 澤田 清

ー福島県からの避難者の受入れー

北茨城市消防本部では、平成 23 年 3 月 11 日の地震発生直後から津波避難広報、救出救護、搜索活動、そして消火活動や救急搬送などとありとあらゆる災害の対応に追われていた。

そのような中、13 日(日)の午後の北茨城市災害対策本部会議において、「福島第一原子力発電所の事故により福島県からの避難者が多数発生しており、茨城県からこれら避難者の受け入れが可能か否かの確認があった。市民 5,000 人が市内 20 箇所の避難所に避難している状況にあるが、福島県隣接市として受け入れる方向で準備を進めたい。」と市長から話があった。

翌 14 日(月)午前中の市災害対策本部会議において、福島の避難者を受け入れること、その避難所を市北部にある「関本多目的集会所」とする旨の決定があった。

市職員の中から関本多目的集会所で対応に当たる担当者が決められたが、市役所には放射線測定機器がないことや、市職員に緊急被ばくに対する知識がないことなどから、放射線サーベイやスクリーニング方法の知識のある市消防職員がまずはじめにその対応に当たることとなった。会議に出席していた私は直ちに市消防本部に連絡し、準備するよう指示を行った。

ところが、市消防本部が茨城県から貸与されていた GM 計数管式サーベイメータ(表面汚染の測定器)と NaI シンチレーション式サーベイメータ(空間放射線量率の測定器)は点検校正のために県庁に返却していた。そのため、直ちに県原子力安全対策課に借用の連絡をとり県庁まで取りに向かった。

県庁に到着すると、測定器が 1 器では対応が間に合わないとの予測から、複数借用したい旨を申し出た結果、ひたちなか市の茨城県原子力オフサイトセンターに保管してある資機材のうち、GM 計数管式サーベイメータを 1 器借りられるようになり、上記施設まで行き借用後、帰署した。

その日の午後、早速、関本多目的集会所に向かい、敷地入り口付近にスクリーニングポイントを設置して、避難してきた 15 名と乗ってきた車両の放射線測定を行った。

初めての実践ということもあって、これでいいのだろうかと不安を抱きながらの測定であったが、どうにか無事終了し、実施した結果は、体表面汚染のスクリーニング基準(40Bq/cm²)以上になる人はいなかった。ただし、バックグランド値より高い方が数名いたので、脱衣による除染を指導し集会所内に入館していただいた。(当時のバックグランド値は被災前より 3 倍以上高い数値を記していたと思います。)

15 日(火)には、原発事故の情報がリアルタイムで入ってこないことや、野外で活動する消防職員の安全管理のためにも緊急被ばくに対する注意が必要と判断し、消防本部でも午前 9 時から消防本部庁舎屋上にて、空間放射線量率を県原子力対策室より貸与されている NaI シンチレーション式サーベイメータで数時間ごとの測定を開始した。救急隊員にも、い

わき市への患者搬送や避難者救護に従事する可能性があることからポケット線量計を携行させた。

そして、この日も関本多目的集会所に警防係長が単独で出向し、避難者にスクリーニングを実施し、測定方法を市職員に伝達を行った。前日同様に数名の避難者に対し計測を行ったが、放射線ヨウ素による体表面汚染のスクリーニング基準(40Bq/cm²)以上になる人はいなかった。

その数日後(日にちは不明)、関本多目的集会所にいる担当者から、「相馬市から避難されてきた10代女性の方の頭部からスクリーニング基準(40Bq/cm²)以上の放射線が測定されたので、どのような処置をしたらよいか。」と連絡が入ったため、「水で洗浄して再度測定して、数値が下がれば大丈夫です。」と回答したが、結果的には数値が下がるまでには数回の洗浄が必要だった。

これまで、北茨城市消防本部の放射能事故対応については、北茨城市は県内原発立地地域から遠いことから、大方の意見は、「もし県内原発の事故があったとしても、放射能事故対応については発災地支援にとどまる。」と考えられていた。

しかし、我々は「仮に本県において甚大な原発事故があった場合、避難者は発災地から放射線状に避難することになる。そのため県北においては海岸線に近い道路が南北に延びていることなどを考えれば北茨城市に避難者が押し寄せることは予想できる。」として、この数年はその対応を準備してきたところである。

今回は県内ではなく福島県からの避難者だったが、これまであらゆることを想定し、緊急被ばく医療研修等にて対応できる職員の養成を行ってきたことが役立ち、市役所と協力体制をとりながら原発事故対応ができたことに安堵している。

今後もあらゆる想定のもとに日々積極的に職員訓練、研修、育成を図り、いかなる状況にあっても市民の命と安全を守る北茨城市消防を培ってまいりたい。

体験談 32

北茨城市立総合病院事務部総務課 鈴木伸司

－避難所でのスクリーニング検査－

3月14日(月)午後に、福島県いわき市と隣接する当市北部の関本町にある関本多目的集会所に、福島県からの避難者を受け入れるための避難所が開設され、当時の教育総務課長、茜平ふれあい財団へ出向中の人事課付の職員の計3名で、その対応に当たった。

避難所は4月18日まで開設され、延べ700名弱の避難者の受入れを行った。

開設初日は、10数名の避難者の受け入れであったが、翌日早朝の新たな原発事故により福島第一原発から30km圏内の屋内退避が指示された影響からか、避難者が急増し同日の受入れ人数は約100名にも上った。

避難所へは、渋滞で移動を諦めた、燃料切れにより車を乗り捨ててきた、車での移動を最初から諦め自転車で移動してきたなどの理由で避難してきた方が多く、渋滞の解消や燃料を補給できるなど状況が変わればさらに南下するという希望を持っていた方がほとんどであったと記憶している。

燃料を補給できる場所はないか、抜け道はないかなどの質問を多く浴びせられた。当日、避難者の受入れがある程度落ち着いたころ、国道6号の状況を確認しに行ったが、大渋滞で長い車列が続いていたのを鮮明に覚えている。

この状況を目の当たりにして、大災害の発生において避難を円滑に進めるためには、迂回路などの避難道路の整備が必要であると強く認識した。

避難所への受入れに当たっては、放射能測定器によるスクリーニング検査を実施した。

避難者本人の被ばくの抑制及び汚染拡大の防止などの目的で行い、測定方法など北茨城市消防職員の指導を受け、その実践に当たった。当時放射能の基準値を表す単位が様々に示されており、知識が曖昧で不安感を持って対応していた。測定に当たっては、事故当時の居場所の聞き取りを行い実施していたが、事故現場から近い避難者の測定には特に緊張を強いられた。

幸いほとんどの避難者が指示を受けた基準値を超えておらず、多少数値が高い場合には、服を払うなどの処置をするなど特に問題なくその対応に当たっていた。多くの避難者がその測定結果が出るまで不安感を持っていた様子であったが、基準値内ですとの結果を告げると皆安心していたように思う。

数十人と測定を行っていく中で、当初の測定に対する不安感も薄れていたところ、相馬市から避難してきた家族の1人の頭部から測定値の針が振り切れるほどの放射線が測定され、その対応には慌ててしまった。

5人ほどの家族で、当時者は10代の女の子であった。消防職員へ連絡し水での洗浄を指示されたものの、余りにも高い数値であったため、本当に大丈夫かとの思いで、当時茨城県による福島県からの避難者に対するスクリーニング検査が雨情記念館で行われているとの情報があり、当施設まで出向き茨城県の担当者に相談した。

既に検査は終了していたところであり、そのような数値が出るのは機器あるいは測定方

法に問題があるのではとの見解であったが、直接測定してほしい旨強く要請し急遽集会所まで来て貰った。

県の担当者がその所有する機器にて再測定を行ったが、数値は同様に高い値を示していた。最終的には、髪を洗浄すること、衣服を着替えることなどの市消防職員と同様の指示であり、その結果基準値内となれば問題ない旨の説明であった。

当日は、大分寒い日であったと記憶している。髪の洗浄は、数回繰り返し行い、そのたびに測定したものの中々数値は下がらなかった。最初は、洗面器にお湯をため洗浄を行っていたが、数回繰り返すうち直接水道から髪を洗い流した。

母親が髪を洗い流す姿、女の子の不安そうな顔が今でも記憶に残っている。

数回に及ぶ洗浄により髪の放射能の値は、基準内に収まり衣服を着替えさせ、やっと避難所へ入らせることができた。この間、1時間弱の時間を要し、強い不安を当事者に与えてしまったのではないかと、きちんと説明できるだけの知識があれば、もっと良い対応もできたのではないかとこの思いが今でもある。

避難所の体験ということで一番記憶に残っているスクリーニング検査を中心に記載した。

この体験を通じ、今後スクリーニング検査の実施を想定した場合に、測定対象者に対し適切に測定値の説明を行えることは勿論のこと、スクリーニングに伴う衣服の交換のための着替えの準備、除染のためのシャワー設備の整備なども検討する必要があると思う。

ただ、測定者の養成は、市町村独自で行うことは難しいことであり、茨城県において、想定される避難先の市町村に同一性能の測定器を配布するとともに測定方法及び測定値に対する詳細な説明を記載したマニュアルの作成を強く要請したい。

-3.11 福島原発事故後の初期対応-

3月11日の地震の翌日、3月12日のテレビに流れた福島原発の水素爆発の映像を見たとき、緊急被ばく医療の面から、これは大変なことになったというのが当時の実感でした。

その予想どおり、それからしばらくは、休むこともできない対応を迫られる日々が続きました。必ず多くの福島県民が避難するに違いない、本県にも相当数の避難者が来るはずだ。JCO事故の際に8万人に及ぶ県民の表面汚染検査を実施した記憶が脳裏をよぎりました。

早速、文部科学省にあるEOC（非常災害対策センター）、経済産業省にあるERC（原子力災害対策本部）医療班に問い合わせをしましたが、本県に対する指示は特にありませんでした。あったのは安定ヨウ素剤の福島県への提供依頼だけでした。当時国の対策本部は、福島県の対応で精一杯で、近隣県まで考える余裕はなかったようでした。

3月13日、知事は福島県民の受入れを表明。また、同日福島県から避難してきた方の車がサーベイメーターの針が振り切れるほど汚染していたとの情報がありました。早急に避難した福島県民を検査ができる体制が必要であると考え、保健予防課内で検討した結果、避難者の相談受付窓口の設置と表面汚染検査を県内3箇所の保健所で実施することを決定し、翌14日から開始することにしました。

また、一次検査の結果、基準値を超えた場合の受け入れ先となる二次被ばく医療機関にも対応できる体制の依頼をしました。過去にJCO事故で経験をしている本県は、日頃から訓練もしていましたので、この体制づくりについてはスムーズな対応ができました。

問題は、どの程度の人が実際に保健所に来るのか、多くの人 came 場合、保健所のスタッフだけでは対応できないという問題があり、検査に従事する診療放射線技師等の人員を確保する必要がありました。急ぎ（公社）茨城県診療放射線技師会や（公財）茨城県総合健診協会の診療放射線技師、（独）日本原子力研究開発機構の放射線管理員に協力依頼したところ、快く承諾をいただき、表面汚染検査の応援体制も確保することができました。

結果として3月末までの18日間で2,259人の福島県民の表面汚染検査を実施し、検査要員は延べ225人、すべてがボランティアで応援をいただきました。当時ガソリンの供給が不足しており派遣先に行くことも困難な状況の中、無理なお願いにもかかわらず「わかりました。協力します。」と言われた時は、本当に涙が出るほどの感謝の思いでいっぱいになりました。あらためて、協力していただいた皆様に深く感謝申し上げます。

当時のことを思い返すと、もっとこうしたら良かったのではないかと反省する点もありますが、過去に経験のない未曾有の原子力災害に対して、手探りで必死になってベストを尽くそうと努力していたことは事実であり、今後に向け、今回の経験を生かした、間違いない対応ができるよう詳細なマニュアル作りが重要であると考えます。

—長い長い一日—

震災当日から停電のため情報からは隔絶され、当初は福島原発の爆発事故も知らなかった。爆発の映像を見たときはさすがにショックを受けた。日本の原発がこうも簡単に爆発するとは思ってもいなかった。かつて受けた原子力防災訓練では、原子力発電所から放射性物質が放出されるような緊急事態には、SPEEDI が大気中濃度および被ばく線量など被害予測をすることを教わったが、なぜか情報提供はなかった。

震災後、公私とも多くの経験をしたが、特に、3月15日は記憶に残る日となった。この日は、後に知ることになったのだが、モニタリングポストのデータから福島原発からのブルーム（放射能の雲）が水戸にも朝7時には流れて来ていたのだった。

この朝、当保健所では、車庫を利用した放射能汚染検査用スクリーニング会場の設営が始まった。本来は、タイベックススーツ着用だが、被災者の汚染程度が判らないこと、被災者に不安を与えるとの理由で、ガウンと手袋・マスクで対応することにした。

9時過ぎ、バス会社から保健所に連絡が入り、被災者の移送に従事した運転手を汚染検査に向かわせるとのこと。この時初めて県内のバス会社のバスが福島に向かい、任務を終え茨城に帰って来ていたことを知った。

運転手さんの汚染検査を実施すると、現地でどこかに座ったであろうと思われるお尻と背中に一致する汚染が認められた。バスの客席シートの汚染防止については、スクリーニング会場のイス等で例を示し、ゴミ袋等で養生する方法をアドバイスした。

その後、続々と自家用車で福島から被災者が来所し、汚染レベルもだんだん高くなってきた。汚染検査を繰り返していると、汚染の様子はあたかも花粉の付着状況とよく似ていると実感した。

汚染地域から避難してきた被災者は、全身汚染を認められたが、放射性降下物（放射性物質を含む塵）は、頭髮や毛糸等の衣類には静電気的作用で特に付着しやすく、膝から下も地面に降ったものが歩くことにより舞い上がり付着していた。ポケットの中の毛糸の帽子等は、測定器の計数率が跳ね上がり外から判るほどだった。手に放射性物質が付着していることを知らない人も多く、素手でおにぎりなど食べていたことから、内部被曝が心配され、流水による手洗いを準備し、除染を勧めた。

被災者の大半が着用していた不織布マスクの効果を確認したいと考え、マスクの表面と口周辺の計数率を比較したところ、口周辺の汚染の程度は3割程度に減っていた。

寝たきり状態のお年寄りも、車の助手席に寝かされて運ばれて来たが、車外に出ないため、汚染はほとんど認められなかった。犬などペットの測定も行なった。毛で覆われているし、地面を這い回っているため相当の汚染が予想されたが、家族同様に大切に抱えられ、自動車に乗せられて来たためか、ひどい汚染はほとんど認められなかった。

昼頃にはスクリーニングレベルに近い汚染者が時々認められたことから、自分達もこれから何人の汚染検査をするのか予想もつかないので、衣類から飛散する放射性物質からの

内部被曝防止のため、N95 マスクに切り替えた。

被災者には、着替えや入浴を勧めたが、着の身着のまま避難してきたため、着替えもなく、いつ入浴できるかわからないとの悲痛な答えが返ってきたので、手を洗うこと、衣類を洗濯することを勧めるにとどまった。

車で避難してきたある家族がスクリーニングレベルを超えていることがわかり、呼吸等により体内に取り込んだ放射性物質による内部被曝が懸念された。内部被曝の確認は、ホールボディカウンタによる全身スキャンが必要で、この家族は水戸医療センターに移されることになった。

夕方、5時半の頃だったろうか、県庁から放射線技師に召集がかかり、北茨城市の野口雨情記念館で被災者の汚染検査を実施する計画が説明され、その夜、閉鎖されている常磐自動車道を使用し警察車両とともに現地に向かった。

みぞれまじりの冷たい雨の中、野口雨情記念館に到着し、機材の搬入や施設の汚染防止のための養生が済んで、冷たい弁当が食べられたのは翌朝2時頃だったと思う。

電気も水も暖房も無く、トイレも使えない、雨が降っているのに玄関の軒先しか使用許可が得られていない。明かりは工事用の投光機のみ、とにかく寒かった。

夜が明けると、警察官に誘導され被災者が、ぞくぞくやって来た。私たちが原発の情報を持っていると思われ質問されるが、自分達は何の情報も持たず、答えることもできなかった。

この場所のすぐ後ろは海で波の音も聞こえる、強い余震でもあったら、ここも危ないなと脳裏をよぎったが、考えないようにした。何とか昼までに700名余りの汚染検査を終え、保健所に戻ったのは夕方だった。

長い長い一日だった。

大地震の週明け 3 月 15 日火曜の朝 10 時頃、北里大学医学部付属病院救急部の上条先生から電話が入った。「北里大精神科の関連病院であるいわき開成病院が大変なことになっている。福島第一原発の爆発で避難区域に入った精神病院の患者さん受け入れて、病院がパンク状態です。何とか患者さんを受け入れてもらえませんか？」詳しい状況把握のため、いわき開成病院の電話番号を聞き連絡したが、話し中。数回のリダイヤルでやっと通じた。先方の湯川院長の話では「100 床の病院が 250 人以上の患者さんであふれている。スタッフも頑張っているが疲弊している。新たな爆発があれば、ここも避難区域に入る可能性がある。患者受け入れを方々に打診しているが、見通しが立たない。」・・・緊急事態である。

一旦電話を切り、「今日中に患者さんを受け入れるとすれば何人まで可能か」を副院長・看護局長に相談。既に閉鎖している病棟を使えば 40 人の受け入れが可能であることが判明。その一方で、筑波大学精神科の朝田教授に連絡。「明日であれば 10 人受け入れましょう」との明快な即答。ありがたい。そこで湯川院長に再度電話し、「とりあえず今日中に 40 人の受け入れが可能。患者さんの移動は当方で行いますから安心してください。その後については何回かに分けて必要なだけ、茨城県で受け入れる体制を整えます。」と伝えた。そして直ちに県立中央病院の永井院長に連絡。いきさつを説明し、「今後の放射能汚染の拡大状況によっては、患者さん、同行職員の被爆がありうるので、友部病院受け入れ前に被爆の有無のチェックと、被爆していた場合の除染処置をお願いできませんか？」と依頼。まもなく「放射線科スタッフに待機してもらえることになりました」と快諾の返事。

次は遠征隊編成と交通手段の確保である。遠征隊参加者を募ったところ、すぐに医師・看護師・精神保健福祉士 (PSW)・事務からなる多職種 12 人が集まった。40 人+12 人の移動には、30 人乗りバスが 2 台必要だ。病院のマイクロバスでは足りない。そこで病院局に連絡。病院局・障害福祉課の働きで、バス 2 台と運転手 2 名が手配された。一部破損の生じた常磐道は通行止めになっていたが、県からの許可が下り、緊急車両の扱いで県警の白バイが先導してくれることになった。

同時に 40 人の入院を受け入れるとなると、精神保健福祉法の手続きに手間がかかる上、混乱を生じる可能性がある。そこで、入院受け入れの場となる旧 5-1 病棟のデイルームで精神保健指定医が手分けして診察・入院手続きをする手筈を整え、40 人分の夕食・寝具を用意してもらうこととした。夜勤の看護スタッフも別枠で必要となる。これらは、病院に残る医師・看護師・PSW・事務職員・栄養士が中心となって準備を進めてくれた。

ここで小さな壁が立ち塞がった。職員組合幹部が「遠征隊全員に線量計を持たせるべきだ」と抗議してきたのである。正論ではあるが、全員の線量計をすぐに用意することなど不可能である。そこで、いわきの民間病院の切迫した状況を説明し、県立中央病院で被爆

の有無をチェックし必要に応じて除染処置ができるように準備してあることを述べると、組合幹部の名前を挙げて「彼が行くことになっているだろう」という。その幹部は遠征隊に応募しなかったためメンバーになっていないことを説明すると、すぐに引き下がった。彼らも緊急の救援活動の必要性は十分に理解しているのだ。ただ、放射能が怖くて自ら遠征隊に加わる勇気がなかっただけの話である。まあ、それも人情である。

緊急用医薬品・注射器などを容れたカバンを持ち、被爆防止のカップ上下を着込み、バス到着を待って15時過ぎに出発。片道2時間かかったとしても20時には戻れるはずだ。

常磐道は北に進むほど強い地震の爪跡が残されていた。ところどころ変形し、段差のあるところもある。よろけたような曲線のブレーキ跡も生々しい。中央分離帯に衝突し大破したままの状態に放置された車の横を徹り過ぎる。車中ではあらかじめFAXしてもらっていた40人の患者リストから、リストバンドに患者氏名を記す作業を看護スタッフが行っていた。患者取り違えが生じないようにするためだ。月末に新病院への引っ越しのために看護局で用意していたリストバンドが幸いにも役立った。

県境にさしかかったところで大きな障壁が立ち上がった。県災害対策本部から無線で「被爆のないことを確認できていない患者は一人たりとも茨城県に入れてはならぬ。」という連絡が入ったのである。県立中央病院で被爆検査・除染作業の準備をして待機してもらっていることを指摘し激しくやりあったが、「県境を越えさせてはならぬ」の一点張り。災害対策本部のお偉方は、自分たちは安全地帯にいて何を指揮しているおつもりか？ バスの運転手は県庁からの許可が下りない限り動けないという。結局、両県の調整で放射線検査体制ができるまでの1時間、県境で足止めを喰らった。検査の結果、全員被爆していないことが判明したのは幸いだったが……。おお、何という時間の浪費よ！

しかし、その後は順調に事が運んだ。ペットボトル4ダースの水を手土産として渡し、患者さんたちを混乱なくバスに乗せて常磐道をリターン。道中、永井院長に電話連絡し、放射線科職員待機のお礼とこれが無駄に終わったことへのお詫びを伝えた。「お疲れさま。こういう空振りは本望ですよ。」との言葉に救われた。多くの職員が待ち受けていてくれるなか、20:45に無事帰還。診察・入院の手続きを済ませた後、来客たちの夕食。翌朝、10人の患者さんをバスに乗せて筑波大学に向かう途中、「ゆうべのカレーライスはおいしかった。」「水が飲めるのがありがたい。」としみじみ語った患者さんの言葉がうれしかった。

こうして、一晩に40人の入院受け入れの新記録が樹立された。これが呼び水となって、東京都精神病院協会などによる福島県避難精神科患者の受け入れが開始された。茨城県では、県障害福祉課・茨城県精神病院協会の協力のもと、当センターが受け入れ窓口となって計108名を受け入れることができた。このため、社会復帰支援室（現在の福祉連携サービス部）の人たちは休日返上でケースワークに当たってくれた。この間も、当センターは、時折生じる強い余震に揺られながらも通常の外来・入院・精神科救急・訪問看護の仕事を

継続していた。事務方は入院患者さんの食糧確保などに奔走し、事務局・看護局の人たちは福島県から着の身着のままに来る来客のための日用品確保に尽力してくれた。

その後、原発事故で壊滅状態に陥った福島県相双地区の精神医療体制を支援するために、2回にわたる遠征隊が筑波大学との共同で組織された。遠征隊員のなかには、なつかしい故郷の変わり果てた姿を目の当たりにして強い衝撃を受けながらも活躍してくれた人がいたことを記しておきたい。

この支援活動は、福島県立医大精神科丹羽教授の指揮下に全国の精神医療関係者が参加し12月末まで続けられた。そして、その活動は相双地区の精神医療を支えるNPO診療拠点「なごみ」(脚注1)として結実した。このNPO活動には、アメリカ合衆国で活躍する日本人医師たちなどから多額の経済的支援が寄せられた。その中には、前茨城県病院事業管理者の古田直樹先生御夫妻の働きかけで実現したCWAJ(脚注2)からのご寄附があり、さらにCWAJの奨学金が数年間にわたり福島県立医大看護学部の生徒さんに与えられることになった。

想定外の事態に遭遇すると人間の本性は見事なまでに露呈する。今回の想定外の事態に「患者さんの安全と安心を護る」病院職員のチーム力が示されたことを私は誇りに思う。この大災害は、はからずも旧県立友部病院再生のための最良の試金石となったのである。

3.11 巨大地震とそれに続く原発事故による複合災害は、われわれに「人間は互いに助け合いながら大きな困難を乗り越えてゆくものである」ということを改めて教えてくれた。

脚注1 なごみ:NPO法人「相双に新しい精神科医療保健福祉システムをつくる会;<http://soso-cocoro.jp/>」が運営するアウトリーチ型診療所。

脚注2 CWAJ (College Women's Association of Japan; <http://www.cwaj.org/>) アメリカ留学経験のある日本人女性、欧米人女性で組織された慈善団体。60年の歴史を持つ。

—未曾有の災害時におけるマンパワーの結集—

県庁の障害福祉課というと、多くの県民の方々は、身体障害児者及び知的障害児者の福祉を担当している部署とイメージされるかと思われるが、実は、近年うつ病等の精神疾患の方々が大幅に増えてきている状況の中で、こころの健康づくりや自殺対策、さらには精神科救急医療など、広範囲にわたり精神保健及び精神障害児者に関する福祉を担っている課でもある。

少し前置きが長くなったが、先の東日本大震災の時には、福島県の精神疾患患者の本県への受入れや本県の被災者及び福島県からの避難者に対するこころのケア等の業務に携わったところである。

まず、精神疾患患者の受入れについてであるが、一番最初は、3月15日午前11時30分、福島県の依頼により厚生労働省から全体で約450名の患者がいるが、茨城県でも何名か受け入れて欲しい旨の要請があったことから、県の災害対策本部、病院局及び県立友部病院（現「こころの医療センター」）と調整し、友部病院でいわき開成病院（いわき市鹿島町）の患者40名（翌16日には筑波大学のご協力により10名転院）を受け入れることとした。

そして、移送手段として管財課のバス2台の手配や土井友部病院長はじめ看護師等派遣スタッフの確保及び茨城県警察本部による緊急車両の先導協力などの調整を行い、準備が整った午後3時10分バスは県庁を出発し、友部病院経由で福島県に向かった。当然のことながら、受入れ患者の放射線被ばく表面汚染検査については、福島県にお願いし被ばくがないことを確認したところである。往復常磐道を使い友部病院にバスが到着したのは午後9時頃であり、あの非常事態の中で、多くの方々の連携・協力のもと迅速に対応できたものと考えている。

これ以降4月上旬までの間に、最終的に本県内の17の精神科病院において福島県の6病院から108名の患者を受け入れた。本県も被災県であり、受け入れていただいた病院の中には、地震により建物の一部に補修等が必要な所もあったが、自院のことはさておいて最大限の協力をしていただいたことには、本当に頭の下がる思いであった。また、県内には33の精神科病院があるが、患者の受入れ調整にあたっては、友部病院や県精神科病院協会など多くの方々の絶大なるご支援・ご協力があって初めてなしえたものであり、この場をお借りして改めて心より感謝を申し上げたい。

次に、本県の被災者や福島県からの避難者に対する心のケアについて申し述べたい。まずは、つくば市、土浦市、古河市等の体育館に避難されてきた福島県民の方々に対して、筑波大学付属病院の医師、近隣の保健所の保健師及び県臨床心理士会所属の心理士及びボランティア等で編成した「こころのケアチーム」を各避難所に派遣し、心の健康相談等を実施した。この際、スタッフを確保するために、筑波大学、県臨床心理士会、県看護協会等に支援要請を行ったところ快諾をいただいたが、当時のガソリン不足によりケアチームの派遣がなかなか思うように行かなかったことが思い出される。

—原子力事故への対応を経験して—

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、日本に未曾有の大災害をもたらした東日本大震災が発生した。地震の発生により、大津波が発生し各地に忘れる事の出来ない深く大きな傷跡を残して行った。

現在も様々な問題が起こっている福島第一原発の事故も、その大きな傷跡のうちの一つだろう。

震災当日、私は高萩警察署の署員であった。高萩警察署は県内でも大きな被害を受けた北茨城市を管轄している。

震災発生後の高萩警察署は多忙を極めた。大津漁港は津波により壊滅的な被害を受け、死者や行方不明者が出ていたり、磯原交番が津波で浸水、大津交番のパトカーも避難誘導中に水没してしまう等、予想もしなかった事が次々に発生したのだ。

これらの対応に追われている中で、信じられないようなニュースが飛び込んで来た。福島第一原発の水素爆発である。原発事故のニュースを聞き、ふと頭に浮かんで来たことがあった。管内で起こる様々な事への対応で頭から消えていた東海第二原発という県内にある原子力発電所の存在であった。

誰かがニュースを見て「東海の原子力発電所は大丈夫なのか。」という事を話した。

福島第一原発のニュースを見た事もあり一抹の不安はあったが私は、「大丈夫、大丈夫」と心の中で言い聞かせていた、と言うよりも言い聞かせずにはいられなかったのだ。

幸いにも、東海第二原発の事故の情報はなく、少し安心したのもつかの間、新たな対応が待ち受けていたのだ。福島県から続々と避難者が県内に入って来たのである。

高萩警察署は、国道 6 号に面して建っているのだが、国道 6 号が避難者の車で渋滞してきていた。原発事故からの避難である事は明白であった。

交通規制などの対応にあたっていたが、福島県と県境である高萩警察署では、今後の福島第一原発での事故の状況次第によって高萩や北茨城も放射能の影響を受けるのではないかという可能性が考えられ始めていた。署員からも同様の心配をする声が上がっていた。

そして、もしもの際に備え警察署内には大量のタイベックスーツやポケット線量計等が準備され始めたのだ。実際、北茨城市内で活動する署員にはポケット線量計を渡し、放射線量の変化に対応できるようにしたのであった。

今でも、もし県内の東海第二発電所で原発事故が発生していたならば、一体何が出来ただろうと考えることがある。

ただ、今わかっていることは、福島第一原発での事故を教訓として今後を活かしていかなければならないということだ。

私は現在、県警本部の警備課で災害警備を担当している。

今回の原子力災害を受け、この経験を少しでも活かして、県民のために努力して行きたいと思っている。

体験談 38

原子力安全対策課総括補佐 黒澤一男

ー避難者の受入れー

平成 23 年 3 月 13 日，午前 11 時 20 分頃，原子力安全対策課に一本の電話が入った。

電話の主は内閣府政府緊急対策本部で，その内容は「福島原発事故により福島県民の避難が必要となったことから，茨城県において 15,000 人の避難者の受入れが可能かどうか」であった。

本県も東日本大震災により県北，県央地域を中心に大きな被害を受け，各市町村においては多数の避難所を開設していたところであるが，早速，原子力安全対策課において県内市町村及び庁内各部局に照会し，受入れ可能施設の取りまとめを行ったところである。

照会の結果、15,000 人を受入れるための施設の確保は可能であったことがわかり，知事に報告したところ，知事は同日の午後 7 時に避難者の受入れを表明した。

しかしながら，どこの避難所を開設するかについては，福島からどのルートを使って避難してくるのか，バス等を使用し集団で避難してくるのかについては不明であったため，避難所の運営等を考慮し，ある程度の避難者を一度に収容できる施設が好ましいと判断し，県内でも比較的地震の被害が小さかった県南，県西地域に位置する大容量の県有施設を中心に避難所を開設することを決定し，3 月 15 日から避難者の受入れを開始した。

一方で，国からの要請が急だったことや本県の多くの市町村も被災していたことなどから，県が所有する毛布や食糧等は既に使用してしまっており，災害救助法の担当課である福祉指導課に相談したところ，100 枚程度ではあったが毛布の調達ができたことから，3 月 15 日の深夜に一般車両の通行が制限されている常磐高速道路を使用し，最初に避難所を開設することとなった洞峰公園体育館（つくば市）に運搬したことを記憶している。

その後，福島県からの避難者を受け入れるため，つくば国際会議場や霞ヶ浦総合公園体育館，とねミドリ館など 7 施設を開設することとなるが，開設当初に避難されてきた方は，物資等の不足から厳しい状況の中で避難生活を送ることとなってしまったところであり，県及び市町村においては，今後この経験を生かして備蓄，物資の調達方法について考慮する必要があることを実感した。

そのような状況の中で，多くの方々のご支援，ご厚意を得たことにより徐々には解消したが，大震災の影響による品不足から，避難者に提供する食事と暖房のための燃料の調達には，県内のみならず県外の業者にも調達を依頼するなど大変苦慮したことを覚えている。

一方，約 2 ヶ月に及ぶ避難所の運営についてであるが，県自らが避難所の運営主体になることは初めてだったことから若干の混乱もあったが，積極的に避難所の運営に協力をいただいた避難所所在の自治体職員，同じく商工関係団体やボランティアの方々のおかげで，大きなトラブルもなく避難所を閉じることができたことについては大変感謝しており，避難生活を送られた多くの方々からも，お礼の言葉をいただいたことは，私としても大変うれしく思っているところである。

最終的に福島県から避難所に受入れた人数は，原子力事故の混乱の中で避難指示等が出

された圏外で自主的に避難されてきた方々が主だったことから、最大で3月21日の1,865人であった。

私としても今回の原子力事故による避難者の受入れを体験し、住民に対する情報の伝達方法、物資の調達方法、避難計画の重要性を改めて認識したところであり、今後の防災対策の立案に生かしていきたいと考えているところである。



県災害対策本部事務局の状況

ー福島県から避難されてきた方々への対応ー

県の災害対策本部を離れてから 2 年以上経過した現在においては、記憶をたどりながらのため、事実と異なるところがあるかもしれませんがご容赦願います。

災害対策本部が設置されて間もなく、危機管理監の指示により他の職員（原子力安全対策課職員と生活環境部内職員）とともに 5 名程度で福島県から避難されてきた方々の対応（福島避難対策班）を任されました。

私が配属された当初、本県としては福島県からの 1 万 5 千人の避難者の方々を受け入れるために県内の避難所を確保するだけでよく、避難所の設置・運営については国が責任を持って行うとの話でありました（正確にはそのように聞かされておりました）。

しかし、県の災害対策本部には国からも福島県からも何の連絡もない中、福島県から本県へ避難されてこられる方が増え続け、地元市町村で設置した避難所では受け入れにあたってトラブルが発生する場面もあったと聞いております。

これは、原発事故により福島県から車で国道 6 号などを利用してできるだけ原発から遠くへ避難しようとしたが、ガソリンがなくなり、北茨城市、高萩市、日立市、水戸市など地元住民のために設置した避難所に避難を余儀なくされたことによるものと思われます。

後で聞いたのですが、福島県庁から本県の災害対策本部に派遣された職員の話によると、福島県災害対策本部では国道 6 号や常磐道を利用して本県に多くの福島県民（主に浜通り地区の住民）が避難されていることを、最初は知らなかったということでした。

このような中、県においても避難者が避難所を何度も変えることがないよう県南・県西地区の県有施設（つくば市の洞峰公園体育館、国際会議場、土浦市の霞ヶ浦総合公園体育館）で相前後して受け入れを開始しました。

県南県民センター長に避難所の設置・運営にあたる職員の配置を依頼しました。依頼した当方が初めてのこともあり避難所での役割について明確な指示もしていなかったこともありですが、配置された職員にとっては、突然のことで何をしてよいか戸惑いがあったようで、職員の服装までも指摘されました。

今後県が避難所を設置するということを想定して、配置された県職員が避難所で適切な行動等が取れるよう事前にマニュアルを作成しておく必要を感じました。

人工透析を受けている方や、つくば市や土浦市の避難所までガソリンがない等により行けない方のため、水戸市の健康プラザと笠間市の県教育研修センターを避難所として開放しました。

さらに避難者の増加に伴い、古河市のとねミドリ館、境町のさしま少年自然の家を順次避難所といたしました。（他の市町村においても自主的に市町村管理施設を福島県からの避難されてきた方の避難所として開放していただきました。）

避難所の運営にあたっては、市町村の職員はもとより多くのボランティア等の皆さんに対応していただきました。

避難所の運営には3交代24時間体制で職員を配置したことにより、引継ぎがうまくいかないことも見受けられたため、再度引継ぎをきちんと行うよう依頼しましたが、今となって考えると、昼間だけでも避難所に最低1人同じ職員を継続して派遣できる体制としたほうがよかったのではないかと反省しています。

そうすることにより、避難されている方の体調管理や様子を把握することができるとともに、避難されている方も困ったときに誰にお願いしてよいか迷わずスムーズにいったと思います。

一方、事情があって避難所での生活を送ることが困難な方々からの照会には、雇用促進住宅の斡旋も行いました。

避難所での生活が長引くに従い、自主的に福島県に戻られる方やアパートに移り住まれる方、他の避難所に行かれる方も見受けられるようになり、一部の避難所では避難者の方が少なくなってきたため、いつどのようにして避難所を閉じるかという問題が出てきました。

そのような中、国によるホテル、旅館等の借り上げ制度について福島県が活用することを決定したのを受け、商工労働部観光物産課の全面的な協力により避難者のホテル、旅館への斡旋が始まりました。

この制度を積極的に活用することにより、最初に開設したつくば市や土浦市の避難所を避難されている方とトラブルことなく閉鎖することができました。

併せて、国及びつくば市の全面的な御支援・御協力により、つくば市にある国家公務員住宅の空き部屋に希望される避難者の方を斡旋することができました。

福島県職員の方と一緒に避難所を回った際、避難されている方々から「自分の住んでいる地域がどうなっているのか情報をくれ」、「(福島県の職員が)来るのが遅い」、「いつ帰れるのか教えてほしい」等切実な質問を浴びせられ、返答に苦慮していた福島県の職員の姿を今でも覚えています。

長引く避難所生活に痺れをきたしていたのですが、避難者の方々の福島県の職員に対する言い方は辛らつなものでした。(同席した私も福島県の職員と見られてしまいました。)

また、福島県から避難されてきた方々のために、自分のところの住民が避難されているにもかかわらず避難者を受け入れていただいた、あるいは新たに独自に避難所を開設していただいた市町村長さんのところに、福島県の職員の方と一緒にお礼に伺った際、ある首長さんから「私のところに来る時間があつたら、一つでも多くの避難所を回ったほうがよい」と言われたのが印象に残っています。

いずれにいたしましても、今回の避難所の設置、運営については市町村の協力なくしてはできなかったと痛感しております。改めて感謝申し上げます。

そして、今なお避難されている方々が一日も早く安寧な生活に戻ることができますようお祈りいたしております。

ーつくば市での原発事故避難者受入れー

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴った福島県からの避難者受入れを知事が表明し、つくば市では3月15日から、県関連施設への受け入れがはじまった。この際の避難所の運営、医療対応を振り返った課題等を以下に述べる。

1 地元住民以外の被災者受け入れに係る課題

東日本大震災では、福島からの避難者のための避難所を設営することになったが、災害対策マニュアルには、他県からの避難者を受け入れる避難所の運営主体について記載がなく、それを想定した訓練、準備をしていなかった。このため、当初、県が運営主体となり県施設への受入れを開始し、県職員が現場対応にあたったが、避難者が次第に増加し（ピーク時 554 人）、3日後から避難所の運営をつくば市に引き継ぐという事態になり、責任の所在や役割分担が不明確になった。

災害時には、この度の原発事故に限らず、帰宅困難者など地元住民以外の被災者への対応を求められることが予想される。今後、これらを想定したマニュアル整備、訓練が必要であろう。

2 県災害対策本部から現場への指揮系統に係る課題

福島県からの避難者受入れにあたって、当初は被ばくスクリーニングを実施する方針だったが、避難者の増加等により被ばくスクリーニングなしで受け入れるよう方針転換された。このことが現場に周知されず、あふれる避難者を前に混乱が生じた。このような県災害対策本部から現場への指揮系統の混乱は、単に通信の寸断だけによるものではなかった。通信が復旧した後も同様の混乱が続いたからだ。混乱の一因として、現場の関係機関に、それぞれの上部機関から縦割りで指示が出され、指示の重複、食い違いが生じていたことが挙げられる。災害対策本部へは、担当課毎に FAX 等で多くの報告が求められた一方で、本部からの指示は現場には伝わりづらく、結局、繋がりづらい電話で本部に確認を取らざるを得なかった。また、この度の原発事故が、自然災害に付随するものなのか、原子力災害かで、根拠となる計画と、その担当課が異なることも影響していたと考えられる。

少なくとも通信手段が復旧した後は、県災害対策本部のホワイトボードの情報を、皆が共有できるよう可視化することにより、混乱が軽減できるものと思う。

3 圏域レベルの横の連携

避難所では、炊き出し等食品の衛生管理、感染症対策が求められたが、それに加えて医療対応を迫られた。避難者は自力で避難可能な方々だったが、糖尿病、心臓病、透析患者、統合失調症等精神疾患、妊婦など受診を要する基礎疾患等を有する者が 500 数十人のうち 66 人、1 割以上含まれていた。また、基礎疾患はないもののストレスで体調を崩した方、

避難途中で怪我をした方もおり、何らかの医療対応を要する者が少なくなかった。

医療については、地元の医師会、災害拠点病院、大学病院、薬剤師会等が自主的に参集して下さり、「チームつくば」でミーティングを持って診療体制を組み、診療にあたった。また、避難所には一般薬や消毒薬がなかったが、医薬品配置協会や薬剤師会等から提供を受けた。さらに、避難者が持参してきた処方薬の鑑別同定を薬剤師会が担ってくれたことは非常に有用であった。

東日本大震災では、被災の状況が県内でも地域ごとに異なっており、県対策本部による一律の対応は困難であると思われた。このような状況下では、圏域レベル（災害医療を中心に考えるとおそらく保健医療圏）で、災害拠点病院、医師会、薬剤師会、行政機関などが、それぞれ国一県一市郡と縦のつながりを持ちながら、かつ圏域レベルで横の連携をとることにより、地域の実情に応じた機動的な対応が可能となると考えられる。

圏域毎に災害医療コーディネーターを任命した都道府県もあるが、本県においても、圏域レベルの横の連携を推進する体制整備が必要ではないかと思う。

4 つくば市における避難所設営を通じて

この度の対応では、お互いに地域の保健医療資源・人的資源をわかっている、すなわち地域に明るい関係機関が、それぞれの立場を尊重し合いながら、それぞれが担える役割を果たして下さった。改めて「チームつくば」の皆様へ感謝したい。この度の対応を通じて、平時からの顔の見える関係を築いておくことが、いかに大切か痛感した。



避難所における掲示（つくば国際会議場）

体験談 41

福島県いわき地方振興局県税部副部長 緑川博人

－福島県から茨城県への職員派遣－

発災後、多くの福島県民が県外に避難したため、福島県ではこれら避難者の支援を全都道府県に依頼するとともに、その支援が円滑に進むよう、避難者の多い県に職員を派遣した。

茨城県と福島県の浜通り地方は、気候風土が似ていることや、従来から経済など様々な面で繋がりが深いいためか、避難者数は特に多く、発災直後から職員を派遣した。

震災により茨城県内の37市町村に災害救助法が適用されるなど、茨城県自体が激甚災害の被災地として多数の茨城県民の被災者への対応が求められる中、福島県民の避難者を支援する必要が生じたものであり、全国的にも特殊な状況に置かれることとなった。

そのような中、今に至るまで、茨城県危機管理室（当時）の皆さんをはじめ関係の方々には避難者支援のため多大な尽力を賜っており、本当に感謝の言葉もない。

私は2代目の派遣職員4人のうちの1人として、平成23年6月から平成24年3月まで派遣された。

発災時は福島市内に勤務していたが、延期となっていた人事異動により6月からいわき市内に単身赴任となり、その赴任先に籍を置いたまま、茨城県庁に駐在し避難者支援に当たることとなった。

派遣職員の業務は、茨城県等の関係者と連携し、避難者を支援することであるが、混沌とした中で派遣されたこともあり、具体的に何をすればよいのか当初は頭を悩ませた。

大別すると、①茨城県内において避難者がどのような状況にあるのか等の情報収集を行い、福島県災害対策本部に報告すること、②茨城県に依頼した避難所・仮設住宅への受入れや支援物資提供などの避難者支援が円滑になされるよう、両県の災害対策本部との連絡調整を行うこと、③避難者からの相談対応、避難者への情報提供を茨城県職員とともに行うことの3つかと思う。

震災直後から平成23年5月まで勤務した前任の派遣職員は、自分たちの毎日の宿泊場所の確保もままならない中、避難者の状況把握や相談対応のため、時に地震で歪んだ凸凹道を車で巡回した等の苦労があったと聞いている。

また、避難者からの電話等による相談も相当数で内容も幅広く、日夜様々な事案に対応したと聞いている。

一次避難所、ホテル・旅館など二次避難所等に滞在している避難者の自立支援のため、国家公務員宿舎や民間借上住宅等の仮設住宅提供に対策がシフトされ（この間、福島県内の仮設住宅等に移動する方も相当数であった）、そのような時期に我々2代目の職員に引継がれた。

民間借上住宅については、避難所や知人宅等から一日も早く入居したいという相談が早い時期から非常に多く寄せられたが、開始時期が市町村で異なることなどにより期待通りの返答ができない時期もあり、かなり気を揉むこともあった。

先行して、つくば市にある国家公務員宿舎が仮設住宅に位置づけられ、茨城県がエアコン、照明及びガスコンロを設置するなど徐々に環境が整い、民間借上住宅を含め仮設住宅の提供が本格化していった。

既に茨城県に避難していた方だけでなく、埼玉県に避難していた双葉町民をはじめとする多くの方々を受け入れることとなった。

避難者は様々な事情を抱えており、対応に苦慮したことも少なくなかった。

課題であった避難者数の把握も徐々に可能となり(平成24年1月には3千6百名を超えた)、一方で、茨城県ほぼ全域に散在する避難者に対し、いかに福島県等からの情報を円滑に提供していくかが次の課題となった。

福島県からの各種資料送付の手配、福島県内市町村・茨城県内市町村やNPO法人コモンズをはじめとする支援団体の皆さんと連携しての情報提供や交流機会の創出、支援組織の設立支援等を行った。

避難者の会合に顔を出す機会も徐々に増え、お叱りを受ける一方、逆に励まされることもあった。至らぬ点もあったかと思うが、関係者のご支援のもと何とか任務を全うし、後任者に引き継ぐことができた。

その後の状況により体制を縮小しながらも派遣は継続され、人事異動によりメンバーを入れ替えながら(延べ12人)、現在は4代目の職員が業務に邁進していると聞いている。

避難者数は横這いとなっており、福島県内への帰還にはまだ年月を要すると思われるが、一日も早く、状況が改善されることを願う。関係の方々には今後も特段のご配慮をお願いしたい。



避難所における掲示(霞ヶ浦総合公園体育館)

—福島県警に出向して—

三陸沖を震源とする巨大地震が発生したあの日、私は所要のため車で水戸へ向かう途中だった。

突然今まで経験したことのない揺れを感じ、揺れが収まるのを待って辺りを見渡すと、民家の塀は崩れ、道路には亀裂が走っていた。

すぐさま携帯を手に取り地震情報を確認すると、東北地方で巨大地震が発生したことが分かった。

私の実家は福島県にあり、家族の無事を確認しようと、いくら電話しても繋がらない状態で、正直不安であったが、当時勤務していた警察署へ引き返したのである。

その日の内に家族の無事を伝えるメールが入り、ほっと一安心し、おかげですぐに自分の業務に専念することが出来たが、テレビで連日伝えられる東方地方の地震や津波被害による惨状、また、東京電力福島第一原子力発電所の水素爆発を目の当たりにした私は、この東日本大震災、とりわけ原子力災害によって地元が失われてしまうのではないかという不安に駆られていた。

またそれと同時に、色々な部隊が福島に入り復興のために活動している姿を見て、自分も地元のために何か出来ることはないのかという気持ちが次第に大きくなっていった。

志願していた福島への出向が決まったのは、地震発生から間もなく一年が経とうとしている翌年の2月だった。

私は福島県警への特別出向者（通称ウルトラ警察隊）としていわき東警察署に配属され、兼務で第二特別警ら隊として勤務することとなった。

職務は管内である小名浜地区のパトロールを通じて治安の維持や犯罪の検挙に取り組む傍ら、沿岸部での捜索活動、仮設住宅への訪問を行い、また、第二特別警ら隊として警戒区域へ入り検索やパトロールを行った。

初めて警戒区域へ入ったときのことは今でも鮮明に覚えている。

いわきから国道6号を北上し、広野町を過ぎるとJ ヴィレッジというサッカーのナショナルトレーニングセンターがある。丁度檜葉町への境界付近である。

J ヴィレッジはスクリーニングの拠点となっており、当時はその前の交差点が検問箇所となっていた。

検問箇所には福島第一原発へ向かう東電関係者か復興作業員などが列を作っており、そこを越えると私の記憶にあった景色とは全く別の光景が広がっていた。

手入れされずに雑草が伸びきった田畑、国道沿いにある店舗や会社には人の姿は見えず、いわきから相馬、宮城県へと結ぶ主要道路を通行する車は、作業者が乗った車か警察・消防ぐらいであり、ふと、何か動く気配に気がつき振り向くと、そこには野生化した牛の姿があった。

そして国道から一本入った商店街へ入ると、そこはあの日から時間が止まったままの状

態で、すれ違う車も人もなく、窓ガラスが割れ、家の瓦は落ちそれが地面に散乱している。まさにゴーストタウンという言葉そのまま、私の知る町の姿はそこにはなかった。

その町は原発関連で栄えた町で、商店街の入口には皮肉にも「原子力明るい未来のエネルギー」と書かれた看板が掲げられていた。

この原子力災害によって、多くの人がふるさとを離れ、不慣れな土地で生活している。

あるとき、仮設住宅に避難している人が、「家は山の方にあるから、そこまで被害は無かったのに。原発の事故さえ無ければ。」とこぼしていた。

また、地元に住む私の友人も、「子供が小さいから妻が心配しちゃって。」と仕事を辞め地元を離れ遠くに引っ越してしまった。

放射線という見えない恐怖、戻りたくても戻れないふるさと。原子力事故が残した爪痕はあまりに大きかった。

帰県前、最後に入った警戒区域。立ち寄った小学校の教室には、午後2時46分辺りを指す時計と、机の上に置かれたランドセル、散乱したプリント。

震災から2年が経ち、警戒区域も除染などにより見直しがされているが、今なおあの日から一歩も進んでいない場所が福島にあることを忘れてはならない。

県内にも東海原発があり、過去にはJCOにおける臨界事故も発生している。同じ原発保有県として福島でのことは人ごとではない。

茨城に戻った私に出来ること。それは1人でも多くの人に福島現場を知ってもらうこと。決して風化させてはならない。なぜなら、原子力災害は今でも続いているのだから。

－原子力災害警備－

平成23年3月11日、午後2時46分、激しい揺れは突然訪れた。

警察本部の9階で勤務していた私は、突然の巨大な揺れと執務室内のロッカー等がバタバタと倒れていく中、机の下に身を隠しながら難を逃れた。

窓から外を見ると県庁周辺は灰色の砂煙のようなものが一面に立ち上り、SF映画の1シーンのようにであった。

災害警備を担当とする私は、直ちに警察本部災害警備本部を立ち上げるとともに、茨城県災害対策本部（県庁）へ対策本部要員及び連絡員として派遣されることとなった。

地震の被害については、承知のとおり、県内においても地震・津波による甚大な被害が発生しており、数日間は被害の集約や対策に追われていた。

そんな矢先、福島県の東京電力第一原子力発電所の水素爆発のニュースが飛び込んできた。幸い茨城県の東海第二原子力発電所については、若干のトラブルはあったものの大事には至らなかったが、もし東海第二発電所も同様なことが起きたらと思うとゾッとしたことを今でも覚えている。

災害警備に従事し約2ヶ月が過ぎようとしたとき、警察庁から福島県警察への特別派遣の話がおりてきた。

その内容は、原子力施設がある原発立地県の警察官を福島県に派遣し、原発事故の現状や対応などを現地の警察官とともに勤務し、各県における今後の対策を図ることが目的であった。

特別派遣の話を頂いたとき、正直な気持ちとして、まだまだ本県の災害警備が続いている中、災害担当をしている自分が茨城を離れてしまうこと、さらには原発事故の影響が残る福島県に行くという不安の中、少々の原子力の知識を詰め込んで、平成23年5月2日から5月16日までの15日間、北海道、大阪、京都、山口県警から派遣された4人とともに福島県警察本部に勤務することとなった。

業務の内容については、福島県警察災害警備本部、福島県災害対策本部、オフサイトセンターといった各本部での勤務と、検視活動、捜索活動、安全管理サポート活動等、実際に現場における活動の視察や福島県の部隊とともに現場活動を行うといった勤務内容であった。

まず、本部等の勤務を行って感じたことは、初動措置活動の大切さである。

福島県の施設が古いこともあり、県警警備本部や県の災害対策本部については地震の影響により、本来設置すべき庁舎に設置することができず、さらにオフサイトセンターにあっては、福島第一原発の爆発により避難を余儀なくされ、「30分ルール」と言われる初動措置が後手に回ってしまったことであった。その点、本県については施設等の環境等に恵まれていたとつくづく感じた次第である。

次に、被害現場を見て感じたことは、地震、津波による被害が予想以上の大きさと、テ

テレビなどで見るよりはるかにその被害は大きく、その上、原発の事故により復興が進んでおらず、地域一帯が瓦礫の山という状態であり、一緒に勤務した隊員達からも「原発事故がなかったら・・・」という言葉が今でも頭に残っている。

福島第一原発付近（浪江町）においても数日間タイベックスーツを着て捜索等の活動に従事したが、原子力の教養により放射線等の正しい知識を得ること、装備資機材を正しく取り扱うということがいかに大事かということを知らされた。

テレビ、新聞等の報道により、目に見えない放射線は「怖い」というイメージがあるが、その反面、放射線は機械で計れることができ、その数値を踏まえて対策を講じれば決して怖がるばかりのものではなく、実質、これまで被ばくをすることなく活動がされている。

二週間にわたり福島県警察において活動してきて、震災、原子力事故における対応について身をもって感じた次第である。

福島県警察には、津波の被害により 4 名の殉職者と今なお 1 名の行方不明の警察官がおり、殉職された警察官のご冥福をお祈りするとともに、行方不明になっている警察官が一日も早く発見されることを祈念し体験記を閉じたいと思う。